

子育て相談の 窓口一元化

神奈川県 開成町

(かいせいまち)



人口：16,588人（H25.3末）

特徴：神奈川県の西部に位置する
県内で最小の町。町名の由来は、
旧延沢村に開校した開成学校から
とったもので、「学問、知識
を開発し、世のため成すべき務
めを成さしめる」という意味の
古い中国の言葉「開物成務」が
起源。

開成町では、従来から、母子健康手帳の交付、新生児産婦訪問、乳幼児健康診査や健康相談・健康教室などの事務を行ってきた。一方で、低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導や未熟児養育医療の給付などの事務については、神奈川県の保健所が実施。保護者にとっては相談窓口が複数に分かれてしまっており、県保健所と町との綿密なやりとりが必要であった。

第2次一括法による母子保健法の改正で、平成25年4月、未熟児の訪問指導等の事務が都道府県等からすべての市町村へ移譲されたことにより、子育てに関する相談窓口が一元化され、保護者が日常的に相談しやすい環境をつくっている。



乳幼児健康診査

県保健所と分担して行っていた母子保健事業

開成町では、従来から母子保健事業として母子健康手帳の交付、新生児産婦訪問、乳幼児健康診査や健康相談・健康教室等を実施してきた。

一方で、低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導及び未熟児養育医療の給付等は、県の保健所が行っており、町が出生連絡票で対象者を把握した時点で、県保健所に連絡していた。

県保健所の保健師が未熟児訪問指導をした結果は町に報告され、町からは乳幼児健康診査、健康相談や保健指導の実施状況を県保健所に連絡し、県保健所とケース支援の調整や必要な情報交換を随時行っていた。

また、必要に応じ、県保健所の保健師と町の保健師と一緒に家庭を訪問するなどの支援を行ってきた。

母子保健に関する窓口一元化

第2次一括法による母子保健法の改正で、平成25年4月、都道府県並びに保健所設置市及び特別区が処理していた低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導及び未熟児養育医療の給付等の事務がすべての市町村に移譲され、町として母子保健に関する事務全般を一貫して実施できるようになった。

開成町における支援状況

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
新生児家庭 全戸訪問	179件	153件	143件
未熟児 訪問指導	※	※	11件

※平成24年度以前の未熟児訪問指導は神奈川県が実施

保護者が相談しやすい環境づくり

県保健所との連携は従前から綿密に図られていたため、事務の実施に関して権限移譲前に特段の支障があったわけではないが、保護者にとっては、母子保健事務に一貫して町職員があたるようになることで、子育てに関する相談窓口が一元化され、より相談しやすい環境となっている。

具体的には、未熟児養育医療の手續について、乳幼児医療担当課との連携により、保護者の窓口申請が1回で済むように簡素化された。また、より身近な町の保健師等が母子健康手帳の発行から一貫して関わるようになったことで、保護者が相談しやすい環境をつくり、町が実施している既存の取組（乳幼児健康相談や健康教室など）を、お子さんの状況に応じて適切な時期に紹介することができるようになるなど、サービス向上につながっている。

未熟児は発育の遅れが気になったり、療育支援につながったりする場合も多いため、必要な専門相談や療育に関する情報をタイムリーに伝えることが重要である。タイムリーな情報提供を行うことで、保護者がその後の育児に見通しをたてることができるようになり、安心して育児に取り組むことができる環境をつくっている。

地方分権改革との関連

第2次一括法による母子保健法の改正で、都道府県並びに保健所設置市及び特別区が処理していた低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導及び未熟児養育医療の給付等の事務がすべての市町村に移譲された。

この結果、市町村が母子保健に関する事務を一括して担当することにより、対象者に応じた効果的なサービスの提供を行うことが可能になった。

関係者からのメッセージ



開成町は人口が増えており、子どもの数も増えています。今後も町ぐるみで子育て支援を行い、一貫した母子保健サービスを提供し、次代の社会を担う子どもの健やかな

成長を目指していきます。

（開成町保健福祉部保険健康課副主幹
小田倉 恵美子氏）